

狩猟税の税額について

山口県

平成27年度税制改正により、狩猟者の登録に係る狩猟税の税額は次のようになっています。(令和6年度税制改正により、適用期間が令和11年3月31日まで延長されました。)

【税額】

1 対象鳥獣捕獲員 又は 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者の方

(対象鳥獣捕獲員等用の申告書を使用してください。)

狩猟者の登録の区分	狩猟者の登録に係る狩猟免許の種別	当該年度の県民税の所得割額の有無(※)	税額の区分	税額
対象鳥獣捕獲員 又は認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係るもの	第一種銃猟			課税免除
	網猟又はわな猟			
	第二種銃猟			

2 許可捕獲者の方

(対象鳥獣捕獲員等用の申告書を使用してください。)

狩猟者の登録の区分	狩猟者の登録に係る狩猟免許の種別	当該年度の県民税の所得割額の有無(※)	税額の区分	税額
狩猟者登録の申請書を提出する 日前1年以内の期間に許可捕獲等を行った者に 係るもの	第一種銃猟	有・無	1号	8,200円
		無	2号	5,500円
	網猟又はわな猟	有・無	3号	4,100円
		無	4号	2,700円
	第二種銃猟		5号	2,700円

3 1又は2以外の方

(一般用の申告書を使用してください。)

狩猟者の登録の区分	狩猟者の登録に係る狩猟免許の種別	当該年度の県民税の所得割額の有無(※)	税額の区分	税額
放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係るもの	第一種銃猟	有・無	1号	16,500円
		無	2号	11,000円
	網猟又はわな猟	有・無	3号	8,200円
		無	4号	5,500円
	第二種銃猟		5号	5,500円

(※) 県民税所得割の課税の有無等による税額の違いについては、裏面の判定流れ図をご参照ください。

【お問い合わせ先】

最寄りの県税事務所又は県税務課 (Tel.083-933-2277)

狩猟税の税額の区分及び税額判定流れ図

■ 第一種銃猟

登録者について、

県民税所得割を課税されている

YES ↓

1号 16,500円
(8,200円)

NO ↓

農林水産業に従事している

YES ↓

2号 11,000円
(5,500円)

NO ↓

同一生計配偶者又は扶養親族である

YES ↓

配偶者又は扶養している人が
県民税所得割を課税されている

NO ↓

2号 11,000円
(5,500円)

YES ↓

1号 16,500円
(8,200円)

NO ↓

2号 11,000円
(5,500円)

■ 網猟、わな猟

登録者について、

県民税所得割を課税されている

YES ↓

3号 8,200円
(4,100円)

NO ↓

農林水産業に従事している

YES ↓

4号 5,500円
(2,700円)

NO ↓

同一生計配偶者又は扶養親族である

YES ↓

配偶者又は扶養している人が
県民税所得割を課税されている

NO ↓

4号 5,500円
(2,700円)

YES ↓

3号 8,200円
(4,100円)

NO ↓

4号 5,500円
(2,700円)

■ 第二種銃猟

5号 5,500円
(2,700円)

() 内の税額は、許可捕獲者に係る税額です。